

農業用軽油引取税免税証の交付申請について

農作業に使用する軽油は、免税証の交付を受けることにより軽油引取税が免税になります。以下のとおり平成21年分の免税証の交付申請書を受付けますので、ご希望の方は申請してください。

●受付日時と場所

- <石橋地区> 2月3日(火)～4日(水) 石橋公民館
 - <国分寺地区> 2月5日(木) ゆうゆう館
 - <南河内地区> 2月9日(月)～10日(火) 南河内庁舎 別館会議室(プレハブ)
- 時間は、午前の部が9時30分～11時50分、午後の部が1時～3時です。

●申請の際に持参するもの

個人で交付申請する場合		共同で交付申請する場合	
継続の場合	新規及び使用者証書換えの場合	継続の場合	新規及び使用者証書換えの場合
免税軽油使用者証 印鑑 耕作証明書(耕作面積が変わった場合) 免税軽油の引取り等に 係る報告書(他に納品 書又は領収書 写し可)	耕作証明書 免税軽油使用者証 手数料 420円 印鑑 免税軽油の引取り等に 係る報告書(他に納品 書又は領収書 写し可) 上記 及び は新規の 方は必要ありません。	免税軽油使用者証 全員の印鑑 全員の耕作証明書(耕 作面積が変わった場 合) 全員の免税軽油の引取 り等に係る報告書(他 に納品書又は領収書 写し可)	全員の耕作証明書 免税軽油使用者証 手数料 420円 全員の印鑑 全員の免税軽油の引取 り等に係る報告書(他 に納品書又は領収書 写し可) 上記 及び は新規の 方は必要ありません。

免税軽油使用者証に登録されている使用機械に変更(入替え、新規購入等)がある場合は、「メーカー名」、「型式」、「馬力」を控えのうえ、申請してください。

今回初めて申請される方についても上記同様、使用機械のメーカー名等を控えて申請してください。

共同交付申請で継続の場合であっても使用者が追加になる場合には、新規扱いとなります。

新規申請及び交付数量の増を希望される方は、後日交付となります。

国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

「農作業のうち、基幹的な作業の全ての農作業を行う者」についても免税の対象となりました。詳しくは以下の内容をご覧ください。

重要 軽油免税の対象者が一部追加になりました

地方税法の一部改正により平成20年6月30日から、農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行うもの(以下の全てに該当する場合)が軽油免税の対象に追加されました。

1. 機械を使用する農作業の全てを受託し、現実に農作業を行っていること
(例)稲作では、耕起、代かき、植え付け、刈り取り、脱穀などの作業のうち、機械を使う全ての作業を受託されていること。(「耕起と代かきのみ」や「刈り取りのみ」など、一部の作業のみを受託されている場合は該当しません。)
2. 農作業受委託契約を交わしていること
「農作業受委託契約書」により契約を交わしていることが条件です。「農作業受委託契約書」の様式サンプルは農業委員会事務局にあります。(「農作業受委託契約書」の作成には時間がかかります。早めに農業委員会事務局までご相談ください。)
3. 農業委員会事務局において「耕作(農作業受委託)証明書」の交付を受けていること
「農作業受委託契約書」を元に「耕作(農作業受委託)証明書」を作成・交付しますので、あらかじめ「農作業受委託契約書」を準備しておいてください。
軽油免税申請の際は、「農作業受委託契約書の写し」と農業委員会等の公的機関が発行する「耕作(農作業受委託)証明書」が必要となります。(「耕作(農作業受委託)証明書」は受託された農地が所属する市町ごとに必要になります。)

「耕作(農作業受委託)証明書」の交付までに時間がかかるため、軽油免税受付当日に申請を受けてもその日に発行することができません。機械を使用する農作業を全て受託された方については、あらかじめ「農作業受委託契約書」を準備したうえで、遅くとも1月中までには農業委員会事務局に「耕作(農作業受委託)証明書」を申請くださるようお願いいたします。

「農作業受委託契約書」及び「耕作(農作業受委託)証明書」に関する質問、相談などがございましたら下野市農業委員会事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先 下野市農業委員会 ☎48-2116 栃木県税事務所 免税軽油担当 ☎0282-23-3416